

鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、在宅の障がい児者の福祉の増進及び社会参加を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、別表第5欄に掲げる額のいずれか低い額以下とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1又は第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の中止
- (3) 事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の知事が別に定める報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号の1又は第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

別 表（第3条関係）

第1欄	本事業の交付を受けることができる者	<p>在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として活動する県内のNPO法人、社会福祉法人、任意団体等（以下、「団体等」という。）であって、補助事業を適正に執行するもののうち、以下の要件を満たすもの。なお、共催とする場合は、補助事業者全体で要件を満たせばよいものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね県内の在宅の障がい児者とその保護者及び支援者で構成されていること（ただし、「支援者」とは、団体等が活動・運営を行う上で具体的かつ継続的な役割を担っている者とし、単に会員登録をしていることや運営費等を負担・寄付していることなどのみをもって「支援者」とはしないこととする） 団体等の構成員のうち、障がい児者とその保護者の数を1とした場合、支援者の数が概ね3以内となること 団体等の構成員が10名以上であること 活動規模が県内かつ広域であること（「活動規模が広域である」とは、団体等の構成員の居住地が複数の市町村に及ぶことを指すものとする） 													
第2欄	補助事業	<p>以下の要件を満たすもののうち、知事が適当と認めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="421 683 2072 1391"> <tr> <td data-bbox="421 683 524 724">区分</td> <td data-bbox="524 683 1263 724">(1) 自発的レク活動事業</td> <td data-bbox="1263 683 2072 724">(2) 地域づくり交流促進事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 724 524 810">目的</td> <td data-bbox="524 724 1263 810"> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加 </td> <td data-bbox="1263 724 2072 810"> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流（なお、この目的を達成するための工夫等を講じていること） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 810 524 896">企画</td> <td colspan="2" data-bbox="524 810 2072 896"> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者またはその保護者が自発的に企画したものであること（ただし、障がい児者の保護者が企画する場合は、可能な限り障がい児者の意思を確認すること） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 896 524 1391">参加者</td> <td data-bbox="524 896 1263 1391"> <ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する障がい児者が5名以上（実数）参加する事業であること 事業に参加する障がい児者の居住地が複数の市町村に及んでいること 事業への参加が参加者の自発的なものであること 参加者のうち、障がい児者の数を1とした場合、保護者及び支援者の数が概ね3以内となること（ただし、相当の理由があると認められる場合にはこの限りではない） </td> <td data-bbox="1263 896 2072 1391"> <ul style="list-style-type: none"> 参加者のうち概ね3割から7割が、障がい児者との交流を目的として参加する健常者であること（ただし、この規定を満たさない相当の理由等があると認められる場合は、個別に協議した上で対象とするものとする） 参加者のうち障がい児者との交流を目的として参加する健常者は、以下の例のような形で参加した者であること <ul style="list-style-type: none"> ア. 公募に対して応募した者 イ. 学生サークル、学校等のクラス、自治体の子ども会など、短期間での入れ替わりが想定される団体等に所属する者 </td> </tr> </table>		区分	(1) 自発的レク活動事業	(2) 地域づくり交流促進事業	目的	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流（なお、この目的を達成するための工夫等を講じていること） 	企画	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者またはその保護者が自発的に企画したものであること（ただし、障がい児者の保護者が企画する場合は、可能な限り障がい児者の意思を確認すること） 		参加者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する障がい児者が5名以上（実数）参加する事業であること 事業に参加する障がい児者の居住地が複数の市町村に及んでいること 事業への参加が参加者の自発的なものであること 参加者のうち、障がい児者の数を1とした場合、保護者及び支援者の数が概ね3以内となること（ただし、相当の理由があると認められる場合にはこの限りではない） 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者のうち概ね3割から7割が、障がい児者との交流を目的として参加する健常者であること（ただし、この規定を満たさない相当の理由等があると認められる場合は、個別に協議した上で対象とするものとする） 参加者のうち障がい児者との交流を目的として参加する健常者は、以下の例のような形で参加した者であること <ul style="list-style-type: none"> ア. 公募に対して応募した者 イ. 学生サークル、学校等のクラス、自治体の子ども会など、短期間での入れ替わりが想定される団体等に所属する者
区分	(1) 自発的レク活動事業	(2) 地域づくり交流促進事業													
目的	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流（なお、この目的を達成するための工夫等を講じていること） 													
企画	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者またはその保護者が自発的に企画したものであること（ただし、障がい児者の保護者が企画する場合は、可能な限り障がい児者の意思を確認すること） 														
参加者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に在住する障がい児者が5名以上（実数）参加する事業であること 事業に参加する障がい児者の居住地が複数の市町村に及んでいること 事業への参加が参加者の自発的なものであること 参加者のうち、障がい児者の数を1とした場合、保護者及び支援者の数が概ね3以内となること（ただし、相当の理由があると認められる場合にはこの限りではない） 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者のうち概ね3割から7割が、障がい児者との交流を目的として参加する健常者であること（ただし、この規定を満たさない相当の理由等があると認められる場合は、個別に協議した上で対象とするものとする） 参加者のうち障がい児者との交流を目的として参加する健常者は、以下の例のような形で参加した者であること <ul style="list-style-type: none"> ア. 公募に対して応募した者 イ. 学生サークル、学校等のクラス、自治体の子ども会など、短期間での入れ替わりが想定される団体等に所属する者 													

			<p>ウ. 自治体の町内会、婦人会、保護者会など、地域振興や住民の親睦などを目的として活動している団体等に所属する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者のうち概ね3割から7割が、健常者との交流を目的として参加する障がい児者であること（ただし、この規定を満たさない相当の理由等があると認められる場合は、個別に協議した上で対象とするものとする）
		事業数	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたり1年度間に2事業以内であること（なお、共催とする場合、各事業者が1事業を行ったものとする）
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるいずれかの形式もしくはこれらを組み合わせて行う事業であること ア. レクリエーション事業 イ. 教室開催事業 ウ. ピアサポート事業 エ. ボランティア事業
		その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県または他の地方自治体から補助（本補助金を除く）を受けている事業でないこと ・交付決定日から事業年度の3月31日までに完了する事業であること ・私的な事業でなく、補助事業者の構成員等に広く参加を呼びかけていること ・営利を目的とした事業でないこと
第3欄	補助対象経費	<p>報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料のうち、以下の要件を満たす経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定後から事業完了までに支出されたものであること ・専ら補助事業者の役員または職員に係る経費でないこと ・補助事業者の職員の給与その他人件費でないこと（ただし、補助事業を行う上で特別に雇い入れることに伴う人件費は補助対象経費とする） 	
第4欄	補助率	1 / 2 以内	
第5欄	上限額	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が定める額	

附則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附則

第1条 この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附則

第1条 この要綱は、令和2年1月29日から施行し、令和2年度事業から適用する。